



CPSA 0004

乗車用ヘルメットのSG基準(公開用)

一般財団法人 製品安全協会

(事務局) 一般財団法人 製品安全協会 業務グループ

〒110-0012

東京都台東区竜泉2-20-2 ミサワホームズ三ノ輪2階

業務グループ代表メール operation@sg-mrark.org

代表 03-5808-3300

管理グループ 03-5808-3301

業務グループ 03-5808-3302

PLセンター 03-5808-3303

FAX 03-5808-3305

乗車用ヘルメットのSG基準
Approval Standard for Motorcycle Helmet

1. 基準の目的

この基準は、乗車用ヘルメット(自動二輪車又は原動機付き自転車乗車用のものに限る。)の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）について適用する。

3. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 構成	1. ヘルメットは、帽体、衝撃吸収ライナ及び保持装置から構成されていること。ただし、保持装置にはチンナップを取り付けてはならない。	
2. 外観及び構造	2. (1) (a) 組立及び仕上げは良好で、使用者等の身体に傷害を及ぼす傷、割れ、ひび、まくれ等の欠点がないこと。 (b) 組立及び仕上げは良好で、ヘルメットの品質に支障のある傷、割れ、ひび、まくれ等の欠点がないこと。	

(2) ヘルメットの外表面は十分に滑らかであり、また、凸部又は段差については面取りがなされていること。

(3) 乗車用ヘルメット〇〇に定める参照平面から上方のヘルメット外表面にあつては、連続した凸曲面であること。また、参照平面から下方のヘルメット外表面は流線型であること。ただし、機能的に必要な場合を除く。

	<p>(4) 乗車用ヘルメット〇〇に定める保護範囲を帽体及び衝撃吸収ライナが覆っていること。ただし、原付等用ヘルメットにあっては、乗車用ヘルメット〇〇の保護範囲とする。</p> <p>(5) 帽体の表面に固定されたスナップその他の堅い突出物は、次のとおりであること。</p> <p>(a) 突出物(リベットの頭を除く)の帽体外表面からの突出量は〇mm未満であること。ただし、突出物のうち容易に外れるものについては、この限りでない。</p> <p>(b) リベットの頭は曲面で、帽体外表面からの突出量は〇mm未満であること。</p> <p>(c) スナップその他の突出物は、滑らかで、かつ、流線形であること。</p> <p>(6) 着用者の頭部によくなじむ構造であること。</p> <p>(7) 左右及び上下の視野が十分とれること。</p>	
--	---	--

<p>3. 材料</p>	<p>(8) 保持装置があごひもであるものは、バックル等が意図せず開放しない構造であること。</p> <p>(9) 保持装置があごひもであるものは、あごひもの幅は〇mm 以上であること。</p> <p>(10) 著しく聴力を損ねることのない構造であること。</p> <p>3.</p> <p>(1) 金具類は、耐食性材料又はさび止め処理を施したものであること。</p> <p>(2) ヘルメットの構成部品は、通常の使用状態において、経年劣化により、その</p>	
--------------	--	--

<p>4. 質量</p> <p>5. 衝撃吸収性</p>	<p>性能に影響を与えるものでないこと。</p> <p>(3) 人体に直接触れる構成部品にあつては、通常の使用の際にヘルメットの品質に支障のある有害な影響を与えないものであること。</p> <p>(4) 人体に直接触れる構成部品にあつては、皮膚に支障のある有害な影響を与えないものであること。</p> <p>4. ヘルメットの質量は、○kg以下であること。</p> <p>5. 衝撃吸収性試験を行ったとき、最大衝撃加速度が○m/s^2以下であり、かつ、○m/s^2以上の継続時間が○ms以下(原付等用ヘルメットにあつては○ms以下)であること。</p> <p>なお、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。ただし、「使用者に危険であるような破壊又は変形」とは、付属品の取付具又は内部構造物等により頭部を傷つけるおそれがないことをいう。</p>	
------------------------------	--	--

<p>6. 耐貫通性</p>	<p>6. 耐貫通性試験を行ったとき、ストライカの先端が貫通しないこと。</p> <p>なお、試験により破壊変形してもよいが、使用者に危険であるような破壊又は変形しないものであること。</p>	
<p>7. 保持装置の強さ</p>	<p>7. 保持装置の強さ試験を行ったとき、動的伸びは0mm以下でありかつ、残留伸びは0mm以下であること。また、試験後にヘルメットを人頭模型から簡単に外すことができること。</p>	
<p>8. 保持性 (ロールオフ)</p>	<p>8. ヘルメットは十分な保持性能を有すること。</p>	

4.表示及び取扱説明書

ヘルメットの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者の名称又はその略号及び日本国内の輸入・販売事業者の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 原付等用ヘルメットにあつては、原付等用ヘルメットである旨</p> <p>(4) 使用上の注意 次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示すること。</p> <p>(a) 頭によく合ったヘルメットを着用すべきこと。</p> <p>(b) あごひもは、正しく締めるべきこと。</p> <p>(c) 大きな衝撃を受けたヘルメットは、外観に損傷がなくても使用してはならないこと。</p>	
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。ただし、(2)～(9)が製品に容易に消えない方法により表示してあるものは(1)を省略してもよい。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。</p>	

	<p>(2) ヘルメットの手入れ 不適當な洗剤、消毒剤、 溶剤</p> <p>(3) プロオートバイレー スやサーカスなど特殊な 使い方をしている場合に は、SG マーク補償制度の 対象外となること。</p> <p>(4) 改造禁止の旨</p> <p>(5) 塗料禁止又は塗料の 制限（ヘルメットの材質 によって浸されるおそれ のある製品の場合）</p> <p>(6) サンシェードがある乗 車用ヘルメットについて は、夜間やトンネル等の 暗い場所で使用すると視 力が低下する旨</p> <p>(7) フリップアップヘルメ ット（フルフェイスであ って跳ね上げ式の開閉式 あごガードを装備したヘ ルメット）については、 あごガードを上げたまま で走行するのは危険であ る旨</p> <p>(8) SGマーク制度は、 ヘルメット（シールド等 の付属品は含まない。）の 欠陥によって発生した人 身事故に対する補償制度 である旨</p> <p>(9) 製造業者名、販売業 者名若くは輸入業者名及 びその住所</p>	
--	--	--